

業務委託契約書（案）

1 委託業務名 愛媛県教職員A Iメンタルヘルスシステム導入業務

2 委託金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

3 委託期間 令和6年 月 日から令和9年3月31日まで

4 契約保証金

愛媛県（以下「甲」という。）と _____（以下、「乙」という。）とは、上記業務の委託について、別記の条項により業務委託契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県
知事 中村時広

住 所
乙 商号又は名称
代表者

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書及び別記を含む。以下同じ。)に基づき、別添の仕様書及び個人情報取扱特記事項(以下「仕様書等」という。)に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(業務遂行上の責任者)

第4条 乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に通知するものとする。

(業務計画書の提出)

第5条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(業務計画の変更)

第6条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に、変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、業務計画書の収支予算の支出の部区分の欄に掲げる経費の20%以内の流用並びに消費税及び地方消費税相当額に係る変更については、この限りでない。

(業務状況報告書)

第7条 乙は、仕様書に定めるAIメンタルヘルスシステムの運用開始後、翌月の10日までに、毎月の運用状況について甲に報告するものとする。

2 前項の報告内容については、甲乙協議のうえ別に定める。

(業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(実績報告及び完了検査)

第9条 乙は、毎年度の委託業務について、翌年度の4月10日までに甲に対して実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再

検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、遅滞なく、精算払請求書(様式第4号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(前金払)

第11条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号)により、請求するものとする。

3 第1項の規定による前金払の支払期日については、前条の規定を準用する。

(支払の遅延)

第12条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(契約保証金の返還等)

第13条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第9条第2項の検査に合格したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(業務内容の変更)

第14条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

(事情変更)

第15条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(仕様書等に関する通知義務)

第16条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた時は、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

ない。

(損害の賠償)

第 17 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害による必要経費の負担)

第 18 条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(甲の解除権)

第 19 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年 3 月 26 日条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
 - ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - ウ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第

1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第 21 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第 1 項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(違約金)

第 20 条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第 1 項又は第 2 項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年 3 % の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第 21 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(長期継続契約における契約の解除)

第 22 条 甲は、頭書 3 の規定に関わらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第 23 条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区分して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の翌年度から起算して、5 年間保管しなければならない。

(著作権)

第 24 条 業務の実施による成果品に関する一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）については、甲から乙に委託料が完納された時点で甲に譲渡するものとし、乙が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は成果品にかかる著作権者人格権を行使するときにおいても、甲及び甲の指定する者に対して、これを行使しないものとする。

3 前二項の規定に関わらず、成果品に既に乙が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお乙に帰属するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の適正な管理)

第 25 条 乙は、委託業務の実施に関し知り得た事実について、他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、前項に規定する秘密の保持について、その従事者に周知し徹底させなければならない。

3 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報

取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 前三項の規定は、第3条の規定に基づき、業務の一部を委任又は請け負わせた第三者についても適用されるものとする。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第26条 第12条、第17条及び第20条第2項の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(変更の届出)

第27条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(法令等の遵守)

第28条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第29条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第30条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

愛媛県教職員A I メンタルヘルスシステム導入業務
業務計画書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した標記業務について、委託
契約書第5条の規定に基づき、業務計画書を下記のとおり提出します。

記

1 業務の内容

別添のとおり

2 業務の実施予定期間

始 期 令和 年 月 日

終 期 令和 年 月 日

3 収支予算書

別紙のとおり

4 その他

(注1) 業務の内容については、業務目的、体制、連絡先、実施内容、実施計画の工程スケジュール等について記載のこと。

(注2) 押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該計画書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。

押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要。

本件責任者 (所属・職氏名・連絡先)
本件担当者 (所属・職氏名・連絡先)

別紙（様式第1号関係）

収 支 予 算 書

1 収入

（単位：千円）

区 分	予 算 額	備 考
委 託 料		
合 計		

2 支出

（単位：千円）

区 分	予 算 額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

愛媛県教職員A I メンタルヘルスシステム導入業務
変更計画書

令和 年 月 日付け教総(厚)第 号で承認のあった標記業務に係る計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第6条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（変更前と変更後が分かるように記載のこと）
- 3 変更後の事業費 円
- 4 変更後の収支予算書
別紙のとおり
- 5 その他

(注1) 変更の内容及び理由は、できる限り具体的に記入すること。

(注2) 経費の内容の変更を行う場合は、別紙の収支変更予算書を添付すること。

(注3) 押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該計画書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。

押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要。

本件責任者 (所属・職氏名・連絡先)
本件担当者 (所属・職氏名・連絡先)

別紙（様式第2号関係）

収支変更予算書

1 収入

（単位：千円）

区 分	予算額 (変更後)	予算額 (変更前)	増 減	備考
委 託 料				
合 計				

2 支出

（単位：千円）

区 分	予算額 (変更後)	予算額 (変更前)	増 減	備考
小 計				
消費税及び地方消費税の額				
合 計				

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

愛媛県教職員A I メンタルヘルスシステム導入業務
実績報告書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した標記業務について、委託
契約書第9条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施期間
始 期 令和 年 月 日
終 期 令和 年 月 日
- 3 事業の成果（具体的に記入すること）
- 4 収支決算書
別紙のとおり
- 5 その他

（注）押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと
（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及
びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該報告書を電子メールによ
り県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。

押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要。

本件責任者 （所属・職氏名・連絡先）
本件担当者 （所属・職氏名・連絡先）

別紙（様式第3号関係）

収 支 決 算 書

1 収入

（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減額		備考
			増	減	
委託料					
合計					

2 支出

（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減額		備考
			増	減	
小計					
消費税及び 地方消費税の額					
合計					

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

愛媛県教職員AIメンタルヘルスシステム導入業務
委託料精算払請求書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した標記業務に係る委託料について、委託契約書第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 _____ 円也

内訳	委 託 料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

(注) 押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該請求書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。

押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要。

本件責任者 (所属・職氏名・連絡先)
本件担当者 (所属・職氏名・連絡先)

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

愛媛県教職員AIメンタルヘルスシステム導入業務
委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した標記業務に係る委託料について、委託契約書第11条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	委 託 料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今 回 請 求 額	金	円也
	残 額	金	円也

(注1) 前金払を必要とする理由書を添付すること。

(注2) 押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該請求書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。

押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要。

本件責任者 (所属・職氏名・連絡先)
本件担当者 (所属・職氏名・連絡先)